

Q72 知的障害者の財産管理

息子は、軽度の知的障害がありますが、養護学校を卒業後、親元を離れて1人暮らしをしています。ときおり、物の購入に固執したり、計画性のない高価品の購入をしたりしています。両親としては、全ての財産を相続させたいと考えていますが、きちんと1人で管理ができるか心配です。何か方策はありますか。

販売形態や商品・サービスによっては、一旦契約してもクーリングオフができる場合がありますが、周囲に適切に助言してくれる人がいないと、クーリングオフの期間を徒過してしまったりして救済する手段が容易に見つからないことも予想されます。

1人暮らしという自立した生活を送っていることを尊重しつつ、その自立を支えて、契約などの権利・義務、利害得失の判断を補完して、不利益をこうむることを防ぐ方法として、「補助」制度を利用してみてもはどうでしょうか。法定後見の一類型ですが、家庭裁判所で補助開始決定を受けることが必要です。この決定の中で、重要な財産の得喪について、補助人の同意を必要とするように同意権の付与を受けておけば、補助人の同意のないまま購入した場合にも後で取消することができます。将来、両親の財産を相続したときには、必要に応じて同意権の範囲を広げていくことも考えられます。

あるいは、両親の死亡後のことを考えて、現時点で信頼できる任意後見人を探して「任意後見契約」を締結しておく方法も考えられます。任意後見では取消権はありませんが、後見開始後は、取得する財産について任意後見人に管理をしてもらうことができます。